平成２８年（フ）第８５号
神奈川県横須賀市追浜本町２丁目14番地　追浜サンハイツ212
債務者　菊永マリオこと　ＫＩＫＵＮＡＧＡ　ＭＡＲＩＯ　ＡＬＥＸＡＮＤＲＥ
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２９８号
神奈川県厚木市関口354番地４
債務者　齋藤ひとみ
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３０７号
神奈川県厚木市関口1008番地１　コリーヌ厚木101
債務者　望月　　駿
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４１号
鹿児島県阿久根市脇本1479番地
債務者　柏木　智宏
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
鹿児島県出水市緑町39番15号、住民票上の住所鹿児島県薩摩川内市御陵下町39番32号　キリンガドー202号
債務者　松園幸知恵
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１７５号
沖縄県那覇市辻２丁目４番13号　宮城アパート202
債務者　菅野　路也
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１０４号
青森市桜川３丁目２番８号　ファイン桜川105号
債務者　小山内礼子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
青森市妙見２丁目２番８号
債務者　三浦　光子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６５号
神奈川県横須賀市浦賀３丁目15番15号　コンフォメゾンＵＲＡＧＡ102
債務者　金山　武文
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第７５号
神奈川県三浦市三崎町小網代24番地５
債務者　渡邊　康子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第３３２号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥１丁目９番地の８　二見荘101号
債務者　山崎　郁文
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３５２号
神奈川県秦野市沼代新町１番12号
債務者　井澤　直美
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４８号
山口県下松市大字末武上341番地４　リヴィエール・エキⅠ―203号
債務者　林　　由季
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第７０３号
札幌市東区北27条東12丁目２番28号　アップルコートＮ27―402号
債務者　相川　正満
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９０６号
札幌市手稲区明日風１丁目15番35号
債務者　後藤　淳子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９６４号
札幌市中央区南６条西８丁目８番地23　ドミローレル第11―201号
債務者　松崎　優人
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９７３号
札幌市厚別区青葉町３丁目２番７―501号
債務者　本部　光子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部